

(証券用)「自動振替サービス取扱規定」新旧対照表

※下線部分変更

新	旧
<p>(用語の定義) 第2条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>(9)API サービス(銀行残高即時反映) お客様の同意に基づき、三菱UFJ銀行のAPIサービスを用いて当社が三菱UFJ銀行から取得したお客様の預金残高をリアルタイムでオンライントレードの画面上に表示するとともに、預金残高を買付可能額に加算するサービスをいいます。</u></p> <p><u>(10)銀行残高日次反映サービス お客様の同意に基づき、当社が三菱UFJ銀行から取得した前営業日の原則19時時点のお客様の預金残高を買付可能額に加算した金額をオンライントレードの画面上に表示するサービスをいいます。</u></p> <p>(本サービス利用の申込み) 第6条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>(5)オンライントレードをご利用いただくお客様のうち、当社が認める認証方法を利用できること</u></p> <p>2 <u>お客様が本サービスを書面にてお申込みいただいた場合には、銀行残高日次反映サービス利用規定に基づく第2条(10)の銀行残高日次反映サービスについてもご利用いただけます。</u></p> <p>3 <u>お客様が本サービスをオンライントレードでお申込みいただいた場合には、銀行残高日次反映サービス利用規定に基づく第2条(10)の銀行残高日次反映サービスをご利用いただけるほか、別途三菱UFJ銀行のホームページを通じて三菱UFJ銀行との間で三菱UFJダイレクト口座契約およびAPI契約を締結されることにより、APIサービス(銀行残高即時反映)利用規定に基づく第2条(9)のAPIサービスをご利用いただけます。APIサービスをご利用いただける場合は、原則として、銀行残高日次反映サービスに先立ちAPIサービスが適用されます。</u></p>	<p>(用語の定義) 第2条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(本サービス利用の申込み) 第6条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p>(本サービス利用時の買付可能額) 第 7 条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2 <u>前条第 3 項により API サービスをご利用いただけるお客さまのオンライントレードでの注文に際しては、API サービス利用規定に基づき、ログイン後にリアルタイムで預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。</u></p> <p>3 <u>オンライントレード以外の注文の場合、または前条第 3 項に規定する契約を締結されていない場合は、リアルタイムではなく、銀行残高日次反映サービス利用規定に基づき、前営業日の原則 19 時時点の預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。</u></p> <p>(本サービスの解約) 第 13 条</p> <p>以下の事由のいずれかに該当する場合は、本サービスが解約され、「API サービス」または「銀行残高日次反映サービス」がご利用できなくなります。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 第 6 条第 1 項(1)から(5)のいずれかの要件を満たさなくなった場合</p> <p style="text-align: right;">2026 年 6 月</p>	<p>(本サービス利用時の買付可能額) 第 7 条</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>2 <u>本サービス契約後、オンライントレードでの注文に際しては、三菱 UFJ 銀行との間で三菱 UFJ ダイレクト口座契約および API 契約の締結が必要です。オンライントレードでの注文に際しては、ログイン後にリアルタイムで預金残高を取得し買付可能額として加算します。</u></p> <p>3 <u>オンライントレード以外の注文の場合および前項に規定する契約を締結されていない場合は、リアルタイムではなく、前営業日の原則 19:00 以降の預金残高を当社で取得し買付可能額として加算します。</u></p> <p>(本サービスの解約) 第 13 条</p> <p>以下の事由のいずれかに該当する場合は、本サービスが解約されます。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(2) 第 6 条第 1 項(1)から(4)のいずれかの要件を満たさなくなった場合</p> <p style="text-align: right;">2024 年 9 月</p>

以上